

埼玉県 LINE 公式アカウント友だち追加推進業務委託

企画提案募集要項

一般県民に対して広く埼玉県 LINE 公式アカウント「埼玉県庁」（以下「県公式 LINE」という。）の周知を図るとともに、県公式 LINE の友だち追加を推進するためのプロモーションやキャンペーン事業等を実施する。

この事業の受託者を選定するため、埼玉県LINE公式アカウント友だち追加推進業務委託（以下「本業務」という。）に係る企画提案を下記のとおり募集する。

記

- 1 委託業務名
埼玉県 LINE 公式アカウント友だち追加推進業務委託
- 2 委託業務内容
本業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- 3 履行期間
契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日（金）（予定）
- 4 予算額
4,870,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。
- 5 応募資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和 4 年埼玉県告示 747 号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のうち大分類「催物等」に登録されていること。
 - (2) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、当該年度の前々年度の 4 月 1 日以後に 2 回以上全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (3) 次のアからカまでのいずれにも該当すること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- カ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和 5 年 8 月 7 日（月）
質問事項受付開始	令和 5 年 8 月 7 日（月）
質問事項の受付期限	令和 5 年 8 月 14 日（月）15 時まで
質問事項の回答	令和 5 年 8 月 17 日（木）
企画提案参加希望書の提出期限	令和 5 年 8 月 24 日（木）17 時まで
資格確認結果通知	令和 5 年 8 月 29 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 5 年 9 月 8 日（金）正午まで
企画提案審査	令和 5 年 9 月 13 日（水）～20 日（水）
選考結果発表	令和 5 年 9 月 22 日（金）（※予定）

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：募集要項の内容等に関する質問書（様式第 1 号）に記入の上、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

電子メールアドレス：a2290-25@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名：埼玉県 LINE 公式アカウント友だち追加推進業務委託

質問受付期間：令和 5 年 8 月 14 日（月）15 時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和 5 年 8 月 17 日（木）以降、県ホームページに掲載する。

（2）企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うこと。

ア 提出書類

（ア）企画提案参加希望書（別紙様式 2 号）

（イ）会社概要（別紙様式 3 号）

（ウ）実績調書（別紙様式 4 号）

イ 受付期限

令和5年8月24日（木）17時まで

ウ 提出先

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 県民サービス・システム共同化担当
（メールアドレス） a2290-25@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

電子メール

※ 必ず到達確認の電話（連絡先 048-830-2284）を行うこと。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする

ア 提出書類

別添「埼玉県 LINE 公式アカウント友だち追加推進業務委託提案仕様書（公募用）」
を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

イ 受付期限

令和5年9月8日（金）正午まで

ウ 提出先

本要項7（2）ウに同じ。

エ 提出方法

電子メール

※ 必ず到達確認の電話（連絡先 048-830-2284）を行うこと。

なお、添付ファイルの容量が多きい場合には、別途県から当該ファイルを引き取るためのメールを送付するため、事前にこの旨を連絡すること。

オ その他

- ・見積書への押印は不要。
- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

なお、様式は任意とするが、A4判横長（30ページの範囲内）で作成すること。

(1) 表紙

- ・表題（埼玉県 LINE 公式アカウント友だち追加推進業務委託 企画提案書）
- ・応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

(4) 添付書類

委託料見積書

※ 様式は任意とする。

※ 見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

※ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

9 契約先候補の選考方法

選考方法の詳細は、県が設置する審査会で決定する。

なお、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合でも上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

(1) 選考方法

提出された提案書類に基づき書類選考を行う。審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

(2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

10 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

また、契約締結の際には、物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和4年埼玉県告示747号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のうち大分類「催物等」に登録されている必要がある。

11 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称等の情報公開を行う。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 郵送の場合、書留以外の方法で送達されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 本業務の契約締結に係る上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。

イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。

ウ 企画提案書による提案内容に関する権利は、埼玉県に帰属する。

13 問い合わせ先

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 県民サービス・システム共同化担当 眞木

(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (第二庁舎 10 階)

(電話) 048-830-2284 (メールアドレス) a2290-25@pref.saitama.lg.jp